

田原本町議会会議録目次

○8月1日（第1日）

開会（午前10時00分）	1-4
町長招集挨拶	1-4
会期の決定（8月1日から12日までの12日間）	1-5
会議録署名議員の選出（辻一夫、吉田容工、植田昌孝君）	1-5
報告 現金出納検査の結果報告	1-5
議第49号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて （同意）	1-6
発議第6号 日本国憲法第96条の改正に反対する意見書（否決）	1-7
議案の一括上程（報第4号より認第1号までの10議案について）	1-12
決算審査特別委員会の設置について	1-15
決算審査特別委員会の委員選任について	1-16
上程議案の委員会付託について	1-17
散会（午前10時49分）	1-18

平成25年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成25年8月1日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 植田知孝君 議事係長 中辻勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 持田尚顕君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 福岡伸卓君

上下水道部長	取 田 弘 之 君	秘書広報課長	岡 本 達 史 君
監 査 委 員	楯 宏 君	教育委員長	森 章 浩 君
教 育 長	片 倉 照 彦 君	教 育 部 長	鍬 田 芳 嗣 君
会 計 管 理 者	奥 山 佳 延 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	吉 田 悦 治 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	笹 岡 吉 久 君		

平成 2 5 年田原本町議会第 3 回定例会議事日程

8 月 1 日（木曜日）

○開 会（午前 1 0 時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休 憩（日程の説明）

○議 第 4 9 号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○発議 第 6 号 日本国憲法第 9 6 条の改正に反対する意見書

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○議案の一括上程（報第 4 号より認第 1 号までの 1 0 議案について）

○町長より提案理由の説明

○決算審査特別委員会の設置について

○決算審査特別委員会の委員選任について

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成25年田原本町議会第3回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成25年田原本町議会第3回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、今年の夏は例年になく猛暑で厳しい暑さが続いております。また、先日から山口、島根などでの集中豪雨、台風の襲来が危惧される季節を迎え、本町におきましても過去の災害を教訓とし、これから予想される異常気象に備え、河川や道路などの点検、危険箇所の安全対策を講ずるよう、日ごろから危機管理意識を持って、防災に対処対応できるよう各部署に指示をしているところであります。今後も住民の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

今期定例会におきましては、平成24年度田原本町各会計歳入歳出決算認定を始め、1件の報告事項及び9議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけですが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から12日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日までの12日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。
8番、辻議員、9番、吉田議員、10番、植田昌孝議員、以上の3名の方をお願いいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 檜 宏君 登壇）

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る6月25日、7月25日に、議会選任委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する5月31日、6月30日現在の出納状況について出納検査をしたところ、検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（松本宗弘君） 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時05分 再開

- 議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程に入ります。

議第49号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞く
ことについて

- 議長（松本宗弘君） 議第49号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（植田知孝君） 朗読いたします。

議第49号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成25年8月1日提出

田原本町長 寺田典弘

住 所 田原本町大字新町199番地の10

氏 名 ひろせ のぶかず
廣瀬 信和

生年月日 昭和23年3月30日

住 所 田原本町大字味間349番地

氏 名 よねだ まさこ
米田 正子

生年月日 昭和23年10月20日

以上でございます。

- 議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。
(町長 寺田典弘君 登壇)

- 町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第49号、人権擁護委員候補

者推薦につき議会の意見を聞くことにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、現在5名の人権擁護委員により活動をいただいているところでありますが、近年、複雑・多様化する人権擁護行政に対応するため委員増員要望が出され、法務省より2名の増員の許可を得たもので、田原本町大字新町199番地の10、廣瀬信和氏、昭和23年3月30日生まれ、及び田原本町大字味間349番地、米田正子氏、昭和23年10月20日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議第49号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり廣瀬信和君、米田正子君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

発議第6号 日本国憲法第96条の改正に反対する意見書

- 議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第6号、日本国憲法第96条の改正に反対する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

提出者より趣旨説明を求めます。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

- 9番（吉田容工君） それでは発議第6号、日本国憲法第96条の改正に反対する意見書の趣旨説明をさせていただきます。

この間、自由民主党安倍首相は憲法の個々の条文を改正することの論争を避けて、憲法の改正要件を定めた第96条を改正することを主張されています。さきの参議院選挙政策には、憲法改正の発議要件について、これまで両院で3分の2以上の賛成が必要とされているものを過半数に緩和し、国民の憲法改正を判断する機会をつくりますと明記されて選挙に臨まれました。

選挙の結果は自由民主党の圧勝でありましたが、憲法改正手続きを緩和することに国民が賛成されたわけではありません。それは自由民主党が共闘された公明党が選挙政策に「憲法第96条に定められている憲法改正の手続きについては、改正の内容とともに議論するのがふさわしいと考えます。公明党は、近代憲法が個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限するという立憲主義に基づくことを踏まえ、通常法律の制定と比べて、より厳格な改正手続きを備えた“硬性憲法”の性格を維持すべきであると考えます。」と参議院選挙政策に明記して、選挙に向かわれました。自由民主党の当選者の方には憲法改正の手続きだけを改正してはいけなないと考えておられる多くの方々の票が含まれています。

そこで、自由民主党の憲法改正案に何が書かれてあるのか、少し話をさせていただきます。

大きく違うのは、まず国民に様々な義務を課しておられるのが特徴です。例えば、憲法第24条「(家族、婚姻等に関する基本原則)」というのが設けられていて、これは自民党の憲法改正草案ですが。そこには「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」というようなことを入れられておられます。こういうことが入りますと、例えば夫婦が別居したり、離婚するということは憲法違反になるということにつながってまいります。

また、憲法第9条、ここには第9条の3というのを設けておられます。第9条の2で「(国防軍)」というのを書いておられますけども、第9条の3には「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。」と。国民は国に協力してその領海や領土、資源を守る責任があるんだということが書かれています。これは前文にもそういうことで美しい国土と自然環境を守りつつということ書かれているわけです。

さらには基本的人権ですが、基本的に一番重要とされている表現の自由については、わざわざそこに「公益及び公の秩序にない限り認める。」となっています。憲法の基本原則、基本的人権、国民主権、そして戦争の放棄をかなぐり捨てる内容となっています。

日本以外の国では頻繁に憲法改正が行われているという主張もあります。しかし、アメリカでは1788年憲法の本文は全く変えられていません。不足分を追加するだけで、本質を変えてこなかったというのがこれまでの改正の中身です。また、ドイツの憲法は憲法の基本原則、自由で民主的な基本秩序に手を触れる変更は全くされていません。また、フランス憲法は1789年の人権宣言の17カ条が一言一句そのままの形で現行憲法に盛り込まれていて、憲法院による合憲、意見の判断をする法的基準となっています。憲法の基本原則は変えない、これがこれらの国々の自明となっている話です。

大日本帝国憲法制定にかかわる会議で、伊藤博文がそもそも憲法を設ける趣旨は第1に君主を制限し、第2に臣民の権利を保全することにあると語っていたこと、さらには伊藤博文と議論していた森有礼、これは第1回の文部大臣をやっていますが、「およそ権利なるものは、人民の天然自然に所持するものにして、法により与えられるものにあらざ」という議論をしていたことと比べて、憲法第96条だけを変えるという提案は稚拙で恥ずべき提案です。

そもそも憲法とは、国民が権力を縛るという基本の基本を見失った議論ではないでしょうか。言論の府である国会が正々堂々と議論を尽くし、国民の理解を得た上で憲法改正の発議をする、国会にはそういう姿勢が求められています。安直で姑息な憲法第96条、憲法改正手続改正は国民に国会不信を根づかせるだけです。

したがって、本町議会がその安易さを指摘し、言論の府である国会がその役目を十分に発揮されることを強く望む意思を表すこと、これが今回の意見書です。本町議会議員の皆さんが賛同されることを期待しまして提案理由といたします。

○議長（松本宗弘君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。12番、小走議員。

(12番 小走善秀君 登壇)

○12番(小走善秀君) ただいまの意見書の提案に関し反対の立場で意見を述べさせていただきます。

憲法が制定されて既に66年。占領下において制定されたという異常な立法経緯を有してゐるにかかわらず、一度も改正されず、社会の現実と憲法のギャップは拡大の一途をたどっております。そして防衛や安保といった国家主権、国民の生命、財産にかかわる重要問題においてすら、与野党間に共通の土俵が形成されないまま、我が国の国益は損なわれ続けてきました。しかし、我が国を取り巻く環境は一刻の猶予も許されない事態となっております。

4月16日に中国が発表した国防白書、これには我が国の領土、領海並びに海洋権益に対して状況を複雑化、悪化させる行動をとる国々があると。そして日本名「魚釣島」をめぐる騒動を起こしていると批判し、さらに国家主権と領土を守るため、断固として必要なあらゆる処置をとると宣言しております。尖閣諸島海域における中国軍艦による海上護衛艦に対するレーダーの照射事件を踏まえると、我が国への軍事圧力は強まることが予想されます。また、北朝鮮はミサイルを発射できる状態にしたまま、近隣諸国に対し威嚇を加えている状況でございます。加えて、東北大震災はじめ巨大地震の発生に備え、国家として国民を守る責務を果たすため、非常事態規定を憲法に導入することも不可欠であります。憲法改正を支持する声は既に各世論調査にでも常に多数を占め、過半数超えになってきています。これまで国民の声は国会に反映されてこなかった。憲法第96条の規定により、反対勢力が3分の1を超えさえすれば、国会が改憲を発議することを阻止できる3分の1の壁が立ちはだかつてきたからであります。つまり、主権者国民の多数が憲法改正を望んでも、たった81人の参議院議員が反対したら、一字一句たりとも憲法を変えられない。これはどうしても不合理であります。発議要件の緩和は権力者のためではなく、何より主権者である国民自身のためにあるわけであります。国民がいくら望んでも、一部の国会議員の反対によって発議すらできない。何らそれが議題に上ってこない。国民が討論すらできない。こういう異常事態はやはり考えて直さねばい

けないと指摘される議員の姑息などか、そういう問題ではないと。あくまでも国民みんなの意見を反映するため、今までアメリカから、占領軍から押しつけられた憲法、これで来たわけで、我々の国民の意見が反映できるように、やはり憲法改正も緩やかな改正によるべきであると考えます。

よって、本意見書には反対いたします。以上です。

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 日本国憲法第96条の改正に反対する意見書に賛成する意見を述べさせていただきます。

憲法は国家権力に対する法的制限の基本秩序です。時の政権の意向によって安易に改正発議できないようにして、改憲に高いハードルを課しているものです。それを国会議員の過半数の賛成だけで発議できるようにするのは危険過ぎます。第96条を変え、憲法を憲法でなくしてしまい、狙うは第9条を変えることのようにです。

先日私は映画『はだしのゲン2』を見ました。原爆が落とされた広島を舞台とした、小学生が主人公の物語です。アニメとはいえど、戦争の悲惨さ、むごたらしさは言うまでもありませんが、実際はそれ以上のことが起こっていたことは想像できます。

映画のワンシーンです。親も家も失った子がよろよろとある家の前で座り込んでしまうと、その家の主は「ここで死んでもらっては困るから、どっかに行け」と怒鳴りちらします。そして、その幼い子は、またよろよろとどっかに行ってしまう。そこまで人間を人間でなくしてしまう戦争は決して始めてはなりません。

また、99歳で亡くなった1フィート運動の会の中村文子さんがこう言いました。「戦争はこれから始めますと断ってやってくるわけではない。過去の怒りを忘れず、からくりを見抜く力を持たないと止められません」と言いました。本当に私たちは今こそ、このからくりを見抜き、戦争への道を止め、平和な社会を残していかなければなりません。

どうか議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第6号、日本国憲法第96条の改正に反対する意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

議案の一括上程（報第4号より認第1号までの10議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第4号、財産の取得についての専決処分の報告より、認第1号、平成24年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの10議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第4号、財産の取得についての専決処分の報告より、認第1号、平成24年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの10議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成25年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第4号、財産の取得についての専決処分の報告につきましては、唐古・鍵遺跡公有化事業の用地取得であります。土地685.7平方メートルを取得価格5,142万7,500円で、平成25年7月10日付けで取得したもので、契約の時期

の関係から地方自治法第179条第1項の規定により同日付けで専決処分をさせていただきます。

次に、議第41号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算額は280万4,000円の増額で、予算総額は103億7,547万5,000円となります。

補正の内容といたしましては、農林水産業費350万4,000円の増額は、新規就農者等の農業用機械などの整備に対する経営体育成支援事業補助金でございます。

土木費70万円の減額は、公共下水道事業特別会計の地方債借入額が増加することに伴う繰出金の減額でございます。

財源については、県支出金、繰越金でございます。

次に、議第42号、平成25年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、予算総額には変更がなく、歳入について、資本費平準化債の確定により地方債を70万円増額し、一般会計繰入金を同額減額して調整を図るものでございます。

次に、議第43号、平成25年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は20万円の増額で、予算総額は3億6,474万7,000円となります。

補正の内容といたしましては、諸支出金20万円の増額で、過年度分保険料に係る還付金でございます。

財源については、諸収入でございます。

次に、議第44号、平成25年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は1,891万2,000円の増額で、予算総額は22億2,582万7,000円となります。

補正の内容といたしましては、基金積立金506万5,000円の増額は、介護給付費の確定に伴い、介護給付費準備基金へ積み立てるもので、諸支出金1,384万7,000円の増額は、国庫支出金等の精算に伴う返納金でございます。

財源については、支払基金交付金及び繰越金でございます。

次に、議第45号、田原本町新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、

危険性のある新感染症に対して国民の生命・健康を保護することを目的として新型コロナウイルス等対策特別措置法が施行されたことに伴い、同法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、町対策本部に関し必要な事項について条例で定めることとなったため制定するものでございます。

次に、議第46号、田原本町介護保険条例及び田原本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、それぞれの条例において定められている延滞金について、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議第47号、田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成25年5月31日付け「国史跡唐古・鍵遺跡北側地区計画」の都市計画決定に伴い、当該地区を整備計画区域に追加し、区域内における建築物に関する制限を定めるものであります。

次に、議第48号、唐古・鍵遺跡整備事業第1期盛土造成工事請負契約締結につきましては、唐古池東側約1万3,700平方メートルの造成工事を契約金額4,359万1,800円で、田原本町大字宮森337番地の1 株式会社仲谷組 代表取締役 仲谷尚紀と工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、認第1号、平成24年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

各会計の決算の概要でございますが、一般会計は、歳入総額110億3,492万9,000円で、歳出総額103億3,818万円となり、歳入歳出差引額は6億9,674万9,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源2,889万7,000円を除く実質収支は6億6,785万2,000円となりました。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が37億5,461万8,000円で、歳出総額は32億9,651万3,000円となり、歳入歳出差引額は4億5,810万5,000円となりました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額が746万2,000円で、歳出総額は739万5,000円となり、歳入歳出差引額は6万7,000円となりま

した。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額及び歳出総額は同額の15億5,652万7,000円となり、歳入歳出差引額はゼロとなりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が3億4,972万5,000円で、歳出総額は3億4,913万4,000円となり、歳入歳出差引額は59万1,000円となりました。

介護保険特別会計は、歳入総額が21億8,171万3,000円で、歳出総額は21億6,369万5,000円となり、歳入歳出差引額は1,801万8,000円となりました。

磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計は、歳入総額が1,288万9,000円で、歳出総額は1,194万1,000円となり、歳入歳出差引額は94万8,000円となりました。

水道事業会計については、収益的勘定による収入総額が8億724万4,000円、支出総額は7億3,108万9,000円で、消費税を差し引いた純利益は6,980万2,000円となりましたが、前年度からの繰越欠損金2億4,861万7,000円を加えた当年度末における未処理欠損金は1億7,881万5,000円となっております。

資本的勘定は、収入総額が6,912万5,000円、支出総額は2億9,052万1,000円となり、収入支出差引額は2億2,139万6,000円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしております。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

決算審査特別委員会の設置について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。本定例会に一括上程されております議案のうち認第1号、平成24年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定については、去る7月24日に開催されました議会運営委員会において協議をいたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については7

名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたしたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員の選出のため暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時41分 再開

○議長(松本宗弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員選任について

○議長(松本宗弘君) お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、委員の選任については議長より指名いたします。指名については事務局長より発表させます。

○議会事務局長(植田知孝君) それでは発表いたします。

決算審査特別委員会、構成人員は7名でございます。

委員を朗読いたします。なお、順不同、敬称は省略させていただきます。

竹村和勇、吉田容工、辻 一夫、竹邑利文、古立憲昭、永井満智男、森井基容。

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いいたしますので暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時46分 再開

○議長(松本宗弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選出について協議をいたしました結果を、事務局長をもって発表させます。

○議会事務局長（植田知孝君） 発表いたします。

決算審査特別委員会、委員長、辻 一夫委員、副委員長、竹邑利文委員。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されましたので、よろしく願いいたします。

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会及び決算審査特別委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会及び決算審査特別委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長をもって朗読させます。

○議会事務局長（植田知孝君） それでは委員会別の付託議案を朗読いたします。

報第4号、財産の取得についての専決処分の報告につきましては、唐古・鍵遺跡整備計画検討特別委員会。

議第41号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第3号）及び議第42号、平成25年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきましては、産業建設常任委員会。

議第43号、平成25年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議第44号、平成25年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案につきましては、住民福祉常任委員会。

議第45号、田原本町新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第46号、田原本町介護保険条例及び田原本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、住民福祉常任委員会。

議第47号、田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、産業建設常任委員会。

議第48号、唐古・鍵遺跡整備事業第1期盛土造成工事請負契約締結については、唐古・鍵遺跡整備計画検討特別委員会。

認第1号、平成24年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前10時49分 散会